

地域計画に関するご質問

1. 令和7年度より農地の権利移動はこの計画に載っていないとできないとのことですが、受付はこれから行う予定ですか？

→既に地図に載っている耕作者の方であれば、地域計画掲載に係る手続きは発生しません。地図に載っていない耕作者が新たに農業を始めたいという場合には、計画変更手続等が必要となりますので、掲載までに時間を要します。

2. 意向調査について、地域計画に反映されることを認識せずに回答した人もいると思う。回答内容に間違いはないか、もう一度真剣に考えてもらう機会を設けた方が良いのでは？

→最終的な意向確認等の通知を送付しますので、内容について再度ご検討いただきたいと思いません。

3. 意向調査はいつ行いましたか？

→令和5年1月と令和6年4月の2回実施しました。1回目は村内の農地所有者の方へ調査票を送付し、2回目は村外の方や未相続地等も対象に送付させていただきました。

4. 掲載内容を確認したり変更したりするにはどうしたらいいですか？

→意向確認等の通知を送付予定ですので、内容をご確認いただき、変更・修正等ありましたら企画振興課へご連絡をお願いいたします。

5. 地域計画はいつまでに作り上げるのですか？

→令和6年度中に策定し、令和7年度から有効な計画となります。令和7年度以降も随時見直しを行い、完成度を高めていきます。

6. 計画の見直しは行うのですか？

→状況は様々変化すると思われるので、耕作者の変更や新規の掲載など、随時見直しを行っていく予定です。

7. 地域計画担い手支援事業について、どのくらいの面積を増やせば採択率が上がるのですか？

→本事業は地域計画実現のため、担い手が規模拡大を行う場合の機械・施設の導入を支援するものです。経営面積の増加率が現状値から大きくなるほどポイントは高くなります。(水稻経営の場合、10ha規模の経営体を育成することを想定しています。)

地域計画に関するご意見

1. 農地を貸したい人、規模拡大したい人を行政で常に把握し、総合的な窓口となって相談対応してもらえるとありがたい。今回、農地の意向調査を実施して行政で集約したというのはすごく良かった。
2. 国のホームページを見ると、今後の補助事業に地域計画の策定が要件になると書かれており、ペナルティのように感じられる。
3. 農業あってこその中島村なので、計画を策定し、農業情勢をどのように進めていくか行政が示すことによって、地域の農家の安心感が違う。
4. 今後計画を進めるにあたり、行政区長や農業委員等による中間組織を作って進められると良いと思う。
5. こういった取り組みは良いこと。この地域計画が、中島村内で農業法人など組織的なものを立ち上げるような大きな計画になっていくと良い。現在の耕作者は高齢者が多く地区単位では解決できないので、今後は組織がないと頼めるところがない状況になっていってしまう。